

実践報告

社会科・公民科指導におけるディベート学習の実践 ～主体的・対話的で深い学びという視点から～

三戸 尚史

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 非常勤講師

【要約】中教審が2016年12月に文科大臣に答申した骨子の1つとして、「アクティブ・ラーニング」の導入が注目されている。学習指導要領の改訂においても、「自ら学び、自ら考え」る主体的な学習として「アクティブ・ラーニング」が強調されている。

アクティブ・ラーニングの一環として、ディベート学習は主体的・対話的で深い学びが得られる有効な学習の実践であると考えます。ディベート学習では、設定されたテーマの是非について、話し手が肯定側・否定側に分かれ、決められた時間・順番にのっとり、観客を説得する形で議論を行う。議論された内容をもとに観客が勝ち負けを評価する。生徒の自主的で主体的な活動を通して、思考力や判断力といった「自ら考える力」を育てようというのが、「ディベート学習」の大きな目的である。

本稿は高校教員として「現代社会」の授業で実践した経験をもとに、本学での教職を目指す学生を対象にした社会科・公民科指導法の授業における「アクティブ・ラーニング」としての「ディベート学習」の実践報告である。

キーワード 「アクティブ・ラーニング」、「ディベート学習」、「能動的学修」

1 はじめに

中教審は2016年12月、2020年から順次実施する小中高の次期学習指導要領について、文科大臣に答申した。その骨子の1つが、対話や討論などによる主体的な学びを通じ、自ら課題を見つけて解決する力を育成する「アクティブ・ラーニング」の導入である。「アクティブ・ラーニング」という言葉は大学教育から使われ始め、2012年8月の中教審答申では、「従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだして能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要である」と述べている。一方、「アクティブ・ラーニング」についての教科書があるわけではないので、実際には様々な学習法が考えられるが、なかでも「ディベート学習」は有効な学習法の1つであると考えられる。私自身、30年間の教員生活のなかで、主に政治経済と現代社会を担当してきた。勤務した学校では、進学を希望する生徒の比率が高く、比較的多くの生徒が政治経済や現代社会を受験科目としていたため、知識習得を優先するあまり、どうしても、教師の「一方的な知識伝達型講義」となる傾向が強かったと感じる。それでも、私が過剰なストレスを感じることなく、落ち着いて授業できたのは、偏に、良心的な生徒の支えによるものだ、ということは今更ながら実感するのである。

実は今から10数年前、担当していた高1の「現代社会」の授業に時間的余裕ができたので、一度だけ「ディベート学習」にチャレンジしたことがある。その内容を簡単に説明すると、まず40名のクラスを一班5人ずつ8班に分け、「制服は自由化すべきである。賛成か反対か」「中学の内申書は廃止すべきである。賛成か反対か」など4つのテーマの中から、各班1つを選ばせる。時間の都合上、テーマは教師が選び、生徒にできるだけ身近な題材をと考えた。ディベートのスタイルは、標準的なもので、「立論→自由討論→結論」とすすめていき、「結論」が終わったあと観客側の生徒は、どちらが勝ったかの評価をする、というものである。ディベート終了後の生徒へのアンケートでは、「普段の授業より楽しくできた」「また、ぜひやってみたい」という肯定的な意見がほとんどで、大変好評であった。しかし、その後は日常業務に追われ、実施後の総括をしっかりと行なえず、授業の時間的余裕が十分とれなかったことなどもあり、「ディベート学習」を継続実施できなかったのは心残りに感じていた。そのような意味で、今回、再チャレンジの機会を得ることができたのは、幸いであった。また、教職を目指す学生諸君にとって、今回の「ディベート学習」が将来の教育実践への1つのヒントになればと考える。もとより、ディベートに関しては、未熟で経験不足ではあるが、学生の力を信じ、彼らの力を借りながら、気張らずに楽しむ気持ちで授業に臨みたい。

2 「ディベート学習」の事前準備（配当時間：3時間）

(1) 1時間目

- ① ディベートについて、ディベートのルールについての説明。
- ② チーム編成・班長の決定。
- ③ 2つのテーマの中から1つを選ぶ。
- ④ 2つのテーマについて教師側から解説する。

クラスの学生は、男子5名、女子8名の計13名である。

テーマは2つなので、各テーマに賛成派と反対派で4チームつくる。

班のメンバーは、好きな者同士とし、メンバーが決まったら、班長を決めさせた。

班編成は、1班（男子2名、女子2名）、2班（男子2名、女子1名）

3班（女子3名）、4班（男子1名、女子2名）となった。

次にテーマを選ぶ。下記のテーマのなかから自由に1つを選ぶのだが、希望が重なった場合には、抽選で決める。実際は、抽選することなく話し合いでテーマが決まったようである。

<テーマ>

I 「死刑制度について」賛成または反対（賛成：1班，反対：4班）

II 「夫婦別姓を認めるべきである」賛成または反対

（賛成：3班，反対：2班）

最後に、用意した資料などを用いて、教師側から解説をした。また、より真剣に取り組んでもらおうと考え、採点結果は、教科の評価に入れることを伝えた。

(2) 2時間目

- ⑤ 選んだテーマについてインターネットなどで情報収集する（図書室利用）。
- ⑥ 集めた情報などをもとに、肯定側・否定側の各立論を集約し、用意された「ディベート学習<レポート用紙>」に記入し、提出する（各班ごとに）。

図書館では、参考図書やインターネットなどでテーマについての情報収集を行った。私はテーマについて、聞かれたこと以外は一切口を挟まなかった。ディベートでは、学生たちは、教師の想像を飛び越えて自由に戦ってほしいと考えた。授業の最後に、各班の立論

をまとめた「ディベート学習<レポート用紙>」を回収し、生徒の人数分印刷したものを、ディベートの開始時に配布する。

いよいよ次回は、ディベート本番である。班員は、3～4名と少ないので、欠席者がでると、せっかくのディベートが台無しになってしまう。学生には、あらためて、一人一人の責任と自覚を促した。

(3) 3時間目

- ⑦ 「ディベート学習」の実施
- ⑧ 終了後は、各班ごとに「ディベート学習<レポート用紙>」を提出する。
観客側の学生は、「ディベート学習<審査用紙>」を提出する。

ディベートは、1テーマ約43分に設定した。90分授業の中で2テーマを実施するので合計86分。授業の開始と同時に、前の時間に回収した各班の立論をまとめた「レポート用紙」のコピーと「審査用紙」、メモ用紙の3枚のプリントを学生全員に配布した。司会は私がおこなった。あくまで主役は学生なので、私の役割は、ディベートが<立論→質問→回答→自由討論→結論>とスムーズに進行するようサポートする補佐役に徹することである。また、討論が詰まって時間を忘れないように、市販のベルで合図するようにした。

なお、授業の進行は下記の通りである。

- ① 立論 賛成側の立論(2分)
 反対側の立論(2分)
 ★第1回作戦タイム(3分)
- ② 質問 賛成側の質問(2分)
 反対側の質問(2分)
 ★第2回作戦タイム(3分)
- ③ 回答 賛成側の回答(2分)
 反対側の回答(2分)
- ④ 自由討論(10分)

★第3回作戦タイム(3分)

- ⑤ 結論 賛成側の結論(2分)
 反対側の結論(2分)
- ⑥ <レポート用紙>・<審査用紙>への記入(8分)

「ディベート学習」のルールなどについて(学生への事前説明資料①)

ディベート学習のスケジュール(配当時間：3時間)

(1) 1時間目

- ① ディベートについて、ディベートのルールについての説明。
- ② チーム編成・班長の決定。
- ③ 2つのテーマの中から1つを選ぶ。
- ④ 2つのテーマについて、資料を用い教師側から簡単に解説する。

(2) 2時間目

- ⑤ 選んだテーマについてインターネットなどで情報収集する(図書館利用)。
- ⑥ 集めた情報などをもとに、肯定側・否定側の各立論をまとめ、用意された「ディベート学習<レポート用紙>」に記入し、提出する(各班ごとに)。

(3) 3時間目

- ⑦ 「ディベート学習」の実施
- ⑧ 終了後は、各班ごとに「ディベート学習<レポート用紙>」を提出する。
観客側の学生は、「ディベート学習<審査用紙>」を提出する。

ディベートとは…

ディベートは、一言でいうと「議論のスポーツ」、「討論試合」である。

特定のテーマを決め、賛成側と反対側に分かれて、決められたルールの下で議論し合う。最後に、説得力で勝った側を判定する。社会的に是非が問題になっているテーマなどを取り上げ、議論によってスポーツのような試合(ゲーム)を行って、認識を深めようというのがディベートである。

ディベートのルール

- (1) クラスを3～4人単位のチーム(4つの班)に分け、各班長を決める
→班長は、各チームのメンバーを報告する
- (2) テーマを決める… 下記のテーマのなかから1つを選ぶ。但し、希望が重なった場合には、抽選をする。

<テーマ>

- I 「死刑制度について」賛成または反対
- II 「夫婦別姓を認めるべきである」賛成または反対

- (3) ディベートを審査する…勝ち負けを決める

結論の発表が終わった後、観客の学生は、どちらが勝ったかの評価をする。

注意すべき点は、もともと自分の意見が賛成なので賛成側、反対なので反対側の勝ちとは絶対にしないこと。あくまで判定は、どちらのチームに説得力があったのか、どちらのチームが論理的に主張できたかを判断する。

- (4) ディベートの進め方

立 論

(私たちの主張)

… 賛成側と反対側が、自分たちの主張を論理立てて説明することである。「夫婦別姓を認めるべきだ」の賛成側なら、なぜ認めるべきなのか、その理由をさまざまな角度から、筋道をたてて明確に主張する。主張の全体像が立論ではっきり示させなければならない。

<ポイント1>

論点ごとにナンバーをつけ、ラベリングしておくことが必要である。

<ポイント2>

「立論」の役目は、それぞれの主張の論旨を分かり易く説明することである。その際、必要最小限の証拠を入れておくのは有効な方法である。例えば、各種統計・世論調査・インタビューなど。

有利になるように導く。各チームの質問の後、作戦タイムをとり、回答する。

質 問
回 答

… 相手の立論の矛盾点や疑問点を指摘し、回答を求める。

自由討論

… 相手のどこが、なぜ間違っているのかを相互に述べ合う。立論のつぶし合いである。相手側の反論に対する防御の反論とともに、自分たちの論点を固める証拠やデータなどの紹介も有効である。

結 論

(まとめの主張)

… それまでの議論を要約して最後の主張を行う場である。自分たちの有利な点を強調し、相手の矛盾点を指摘して、自派の方が説得力があることを訴える。

【 授業の進行 】

① 立論 賛成側(2分)

反対側(2分)



第1回作戦タイム (3分)



② 質問 賛成側(2分)

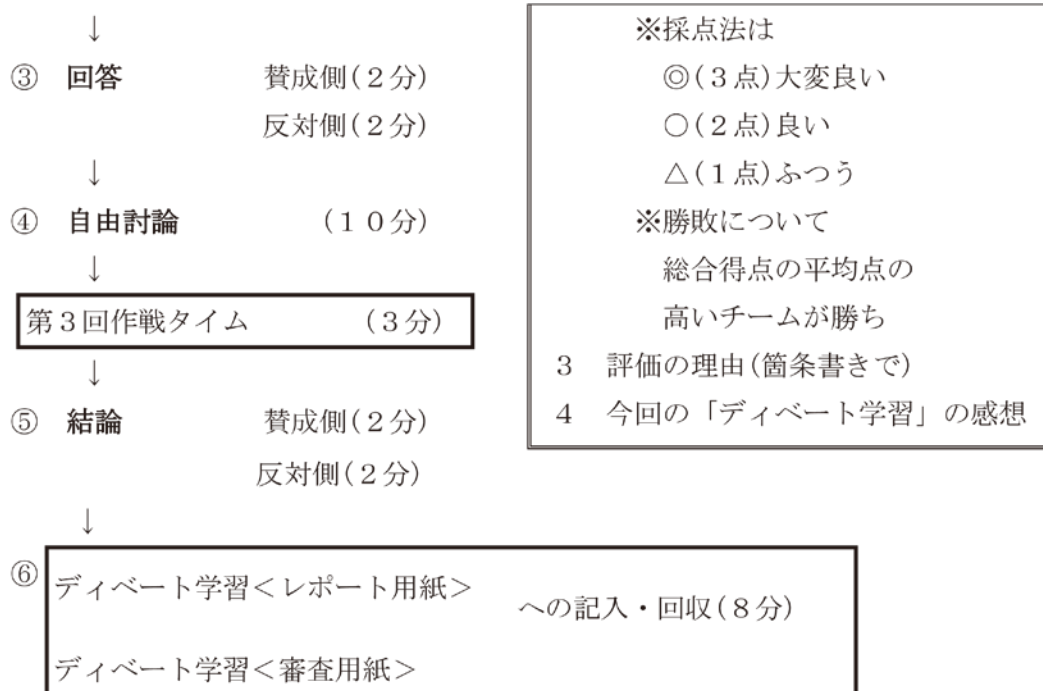
反対側(2分)



第2回作戦タイム (3分)

《 審査用紙の質問項目 》

- 1 本日のテーマ
- 2 採点項目(各項目◎○△で採点)
 - ・立論
 - ・相手への質問 総合得点は
 - ・相手への回答 15点満点
 - ・自由討論
 - ・結論



テーマ：「死刑制度について」賛成か？反対か？(学生への事前説明資料②)

「死刑制度」に関する世界の動き

(1) 国連の動き

死刑廃止条約(締結：1989年12月、発効：1991年7月)
＝国際人権規約B規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)の第二選択議定書

<第一条>

- 1 何人も、この選択議定書の締結国の管轄内にある者は、死刑を執行されない。
- 2 各締結国は、その管内において死刑を廃止するためのあらゆる必要な措置をとらなければならない。

(2) 世界各国の死刑制度(2016年12月：アムネ스티・インターナショナル資料)

① 全面廃止

ドイツ・フランス・ノルウェー・イギリス・オーストラリア・ポルトガル・カナダ・イタリアなど104カ国

② 通常犯罪につき死刑廃止

ブラジル・イスラエル・チリ・ペルーなど7カ国

③ 事実上廃止

ロシア・韓国・スリランカなど30カ国

④ 死刑存置

日本・中国・アメリカ（50州のうち18州で廃止）・インド・北朝鮮・
エジプト・ベトナムなど57カ国

※ 1900年には3カ国を除く世界の国々に死刑制度があった。しかし、第二次世界大戦後、NGOのアムネスティ・インターナショナルなどの活動により、死刑廃止の動きが進んでいる。完全に死刑廃止をした国は、1975年の21カ国から104カ国に増え、通常犯罪限定や事実上の廃止を含めると141カ国となっている。

「死刑制度」に関する日本の動き

(1) 最高裁判決（1948. 3. 12）

<判決のポイント>

- ① 憲法第13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命に対する権利については最大の尊重を必要とする旨を規定している。しかし、もし、公共の福祉に反する場合には、それらは、立法上制限ないしは剥奪されることを予想しているといわねばならない。
- ② 憲法第31条は、現代の多くの国家と同様に、刑罰として死刑を想定している。
- ③ 刑罰としての死刑そのものが、一般的に憲法第36条にいう「残虐な刑罰」に当たるとは考えられない。
- ④ 憲法は、死刑制度を設けるように命じてはいない。国民全体の感情が、死刑制度の存続にたえられないというようなときがくれば、国会は死刑の条文を廃止するだろうし、条文は残っていても事実上裁判官が死刑を選択しないであろう。

第13条 すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。第31条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

(2) 死刑制度の存続をめぐる国内世論（2014年11月調査：内閣府資料）

- ・死刑もやむを得ない … 80.3%
- ・死刑は廃止すべき … 9.7%
- ・どちらともいえない … 9.9%

【参考文献】 星沢卓也「政治・経済 資料2016」(2016)東京法令出版
 第一学習編集部「最新 政治・経済 資料集 新版」(2016)第一学習社

3 「ディベート学習」の授業実践の記録

◎テーマ：「死刑制度について」賛成か、反対か

【賛成側と反対側の立論】

賛成側の立論	反対側の立論
① 死刑は犯罪抑止力や再犯防止につながる。 ② 死刑によって、被害者や被害家族が報われる。 ③ 近年の世論調査でも、国民の8割以上が死刑制度に賛成している。 ④ 受刑者にとって、長期間の受刑は辛すぎるのでは。 ⑤ 死刑制度の廃止により、囚人が増え、国民の負担が増えるのでは。	① 裁判に誤判の可能性が以上、死刑は廃止すべきである。 ② 死刑制度による犯罪抑止力は実証されていない。 ③ 犯人には生涯にわたって罪を償わせるべきである。 ④ どんな凶悪な犯罪者であっても更生の可能性はある。 ⑤ 憲法第36条が絶対的に禁止する「残虐な刑罰」に該当する。

【賛成側と反対側の質問・回答】

賛成側の質問	反対側の回答
<ul style="list-style-type: none"> ● ①について、誤審の可能性はどの裁判にもつきまとうものであり、それを理由に死刑制度を廃止するというのは、説明がつかないのでは。 ● ③について、殺人犯がこの世に存在しているということが、被害者家族 	<ul style="list-style-type: none"> ● 死刑と他の刑罰との大きな違いは、死刑執行の後で誤審だとわかって、もう取り返しがつかないということである。死刑は、人間の尊厳を奪う刑罰であり、廃止すべきである。 ● (回答の時間帯では時間切れとなり、自由討論の時間に回答した)

<p>族にとっては許しがたいのではないか。また、仮釈放により、犯人と顔を合わせる可能性もあるのでは。</p> <p>● ④について、平成27年度の警察庁の資料によると、853件の殺人事件のうち、再犯者によるものが15件ある。更生の可能性には疑念があるのでは。</p>	<p>● 例えば、再犯者の更生には疑念があるからといって、重罰化が進み死刑判決が頻発したとすると、恐怖政治が出現する危険性があるのでは。</p>
---	--

反対側の質問	賛成側の回答
<p>● ①について、死刑制度による犯罪抑止力は、どのように実証されているか。</p> <p>● ⑤について、加害者にとって、死刑を執行されるのと、長期間の受刑のどちらが辛いのかを比較するのは難しいのではないか。</p> <p>● ⑥について、今は死刑制度の是非を問題にしているのであって、政府の財政負担や税金による国民の負担を問題にすべきでないのではないか。</p>	<p>● 死刑制度によって、1950～80年の間に約480人の命が救われた、というアメリカの学者の研究発表もある。また、日本では、終身刑(?)の場合、10年で仮釈放になる可能性があるのか(?)、再犯の拡大につながるのではないか。</p> <p>● 受刑者の中には、更生する気のない人や死刑を望んでいる人がいるのではないか。そういう人にとっては、死刑が救いになるのではないか。</p> <p>● (回答の時間帯では時間切れとなり、自由討論の時間に回答した)</p>

【 自由討論 】

(賛成派 Aさん) { 反対派の死刑制度と国民の負担は関係ないのでは?
という質問に対する回答

死刑制度が廃止されて受刑者が増えると、生活費が増える。それは、税金による国民の負担増につながる。従って

経済面から見ても、死刑制度の是非の検討は重要である。

(反対派 Eさん) { 賛成派の元殺人犯が仮釈放になった場合、被害者家族と顔を合わせる場面があるのでは？という質問に対する回答

例えば、殺人事件の加害者が仮釈放になった場合、被害者家族と同じ地域に住めないはず(?)なので、顔を合わせる心配はないのではないか。

(賛成派 Bさん) 例えば、元凶悪犯が、仮釈放になって自分の近所に住むことになったら、地域住民に与える恐怖や不安は計り知れないものがある。まして、死刑制度が廃止されて、仮釈放などで社会復帰する人たちが増えることを想像すると、複雑な気持ちになる。

(反対派 Fさん) 人間は過ちを犯す動物である。しかし、それを乗り越えて、その後更生し立派に立ち直っている人はたくさんいる。
一度犯罪を犯した人は、社会復帰を許さないとすると、「更生保護」の考えが否定されてしまう。「失敗を決して許さない」という社会のあり方は正しいといえるのだろうか。

(賛成派 Cさん) 殺人犯の再犯の危険性を考えると、犯罪の大きさや更生意欲などにより、死刑判決を選択する余地を残すべきでは。

(反対派 Gさん) 仮釈放や満期出所になった人などに対する「更生保護施設」は全国に100以上ある。ここでは、宿泊・食事の供与や就労指導などを行っている。刑務所を出た人の6分の1が更生保護施設で保護を受けている。更生の意欲のある人の可能性を奪ってしまっているのだろうか。

(賛成派 Dさん) 確かに、犯罪者の人権保障という視点からは「更生保護」の考えも理解できる面はある。しかし、犯罪者は罪を犯しているのは事実であり、それに対する償いを第一に考えなければならない。まして、犯罪が殺人ということになると、被害者の命は二度と戻らないし、被害者家族の悲しみは決して癒えることはない。優先すべきは、被害者や被害者家族の人権であると考えます。

【 賛成側と反対側の結論 】

賛成側の結論	反対側の結論
<p>殺人被害者家族の心情を考えると、大切な家族が殺されたのに、殺人者が更生保護の考えで守られるという現実はとても受け入れがたいのではないか。</p> <p>また、死刑制度が廃止され、国民の税負担が増えることにも納得がいかない。確かに「死に値する人」はいないが、「死に値する罪」は存在すると考える。まさにそれが、「殺人」という罪に他ならない。そして、最高裁判決にあるように、「死刑」は憲法第36条が禁止する「残虐な刑罰」には該当しないと考える。</p> <p>従って、わたしたちは、「死刑制度」に賛成する。</p>	<p>殺人被害者家族の心情は、十分理解できるが、殺人犯を死刑にしても被害者の命は戻らないという事実は、変えようがない。たとえ犯罪者であってもその人の命を奪う権利は誰にもない。</p> <p>また、近年では、国の委託を受けた民間の更生保護施設が全国に100以上作られ、更生の機会も広がりつつある。そして、何よりも「死刑」は、憲法第36条が禁止する「残虐な刑罰」に該当するので、認められるべきでない。</p> <p>従って、わたしたちは、「死刑制度」に反対する。</p>

ディベート終了後、観客の学生に審査してもらおう。その方法は、「立論の明確さ」・「相手への質問」・「相手の質問に値する回答の的確さ」・「自由討論の受け答え」・「結論の説得力」の各項目3点満点で評価する。審査項目は5つあるので、総合得点15点満点で採点し、平均点で勝敗を決する。そして、教師がその採点の平均点を次の授業までに集計し、発表する。審査結果は、10.3対12.2で反対側の勝利だった。

《 審査用紙の質問項目 》

- 1 本日のテーマ
- 2 採点項目（各項目3点満点で合計15点満点）
 - ・「立論」の明確さ
 - ・「相手への質問」の鋭さ
 - ・「相手の質問に対する回答」の的確さ
 - ・「自由討論」の受け答え
 - ・「結論」の説得力

※採点法

◎(大変良い) 3点, ○(良い) 2点, △(ふつう) 1点

3 評価の理由(箇条書きで)

4 今回の「ディベート学習」の感想

次の時間、今回の「ディベート学習」について、総括の授業を行った。

① 気になった点は、「無期懲役刑」と「終身刑」を混同して用いる場面が多々見られたことである。この点については、事前授業の中で簡単に説明していたが、十分理解されていなかったようである。基本的に、「終身刑」は二度と一般社会へは戻れない「終身刑」は生きている間、もう社会へは絶対戻れない自由刑だが、「無期懲役刑」は刑務所内での生活態度がよければ、仮釈放が認められてシャバに戻れる可能性がある。日本の刑罰では、「終身刑」はなく、「無期懲役刑」が設定されている。仮釈放の要件は、有期刑の場合はその刑の3分の1以上の刑期を終えていることである。但し、2005年の刑法改正で有期刑の上限が20年から30年となったため、無期刑受刑者は仮釈放になるとしても30年以上の服役が必定と思われる。ちなみに、2015年の法務省統計資料では、無期刑受刑者総数1835名のうち、仮釈放者は9名(0.5%)、仮釈放者の平均在所年数は31年6月である。あくまで悔悟の気持ちがあり、更生の意欲があり、再犯の恐れがなく、社会感情が仮釈放を許し、受刑態度が良いなど、仮釈放審理の際の諸条件を満たさなければ仮釈放は許されないため、この年数を務め上げれば必ず仮釈放される目安の年数はない。50年以上刑務所に入っている受刑者もザラにいる。

② 学生たちはそれぞれの意見を堂々と主張していたが、相手の意見に対するぶつかり合いの場面がやや少なかったと思う。お互いの反論の機会がもっと多ければ、討論が一層盛り上がったと思われる。

③ 事前授業の中では示していたのだが、国連の死刑廃止条約や近年の世界各国の死刑制度など、世界の動向からの討論があっても良かったのではと思う。

④ 「罪を憎んで人を憎まず」ということわざがあるが、たとえ殺人犯であっても「死刑制度によって、人が人を殺すことが許されるのか？」という「人間の尊厳」にかかわる問題にもう少し触れることができれば、より討論が深まったと考えられる。そして、この点に関しては、賛成側の「結論」の主張の中で、「死に値する人はいないが、死に値する罪は存在する」という趣旨の発言がなされたことに着目したい。

授業終了後に実施したアンケートの結果は、次の通りである。

- ・「死刑制度」に賛成 8名
- ・「死刑制度」に反対 4名
- ・無回答 1名

4 「ディベート学習」を終えて

高等学校での教員時代に、「社会科は暗記科目だ」「社会科は覚えることがたくさんあって大変」といった生徒の声をよく耳にした。そのたびに残念で複雑な気持ちになった。もちろん、知識の習得だけが、社会科の目的ではない。高等学校公民科学習指導要領は、その目標として、「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ」「人間としての在り方生き方についての自覚を育て」とある。また、各科目にわたる内容の取り扱いでは、「情報を主体的に活動する学習活動を重視するとともに」、「情報の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に利用するとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるようにすること」と記されている。グローバル化が進む中で、これからは知識の量だけではなく、知識を活用する力やそれを生かして物事を解決する力が問われる時代と言われている。次期学習指導要領の骨子の1つと考えられている「アクティブ・ラーニング」は、「生徒の自主的で主体的な活動」に重点をおいた授業であり、思考力や判断力といった自ら考える力を育てるのに効果があるとされている。「アクティブ・ラーニング」には様々な手法が考えられるが、注目されている学習法の1つがディベートである。

今回の「死刑制度」は、比較的取り組みやすく、これまでに幾度となくディベートのテーマとして取り上げられてきた。「死刑制度」の賛否についても、様々な機会を通じて論じられ、その情報量は膨大である。それらを精査して、自分たちの考え方として定着させ、いかに反対側を論破し、観客を論理的に納得させるか。学生たちは、なかなか苦労していたようであったが、賛成側・反対側の論点はまずまず的を得ていたと思う。ディベートの序盤こそ互いに遠慮が見られたが、特に、自由討論では議論が白熱し、制限時間の10分では一応に物足りなさそうであった。次第に、本気になっていく様子が感じられた。ディベート後の学生の感想は、「普段の授業と違い、自分たちで調べ、自分たちで考えるのが楽しかった」、「自分たちと反対の立場からの意見が聞けて大変参考になった。相手側の意見をしっかり聞き、柔軟に且つ論理的に答えることの重要性を感じた」、「元々は死刑に賛成だったが、逆の立場になって考えてみることで学ぶことも多く、今はどちらの立場

かわからなくなった」、また、人前で話すのが苦手と言っていた学生が「最初は難しかったが、勇気を出して話してみると、意外と話ことができ、少し自信がついた」など、前向きな意見が多かった。何よりも学生たちが死刑制度の是非について、自主的・主体的に考え、互いに積極的に討論し合う姿を見ることができたのは、私自身にとっても大きな喜びであった。

そして、そこには、確かに「能動的学修」への1つのヒントがあった。

教師側の反省としては、90分授業の中で、2つのテーマを取り上げるのは、時間的に少々無理があったと思う。1つのテーマに絞れば、立論・質問・回答・結論の時間や、その間の作戦タイムの時間をもう少し長く設定することが可能となる。質問や回答の時間が足りず、自由討論に食い込んでしまったのは反省すべき点である。

また、事前の情報収集や打ち合わせの時間を1時間しか設定しなかったのも、それぞれの認識を深めるには時間不足だったと推測される。その他、「ディベート学習」のルールや授業の進行、審査項目・採点法など、改善すべき点は多々あると思う。

今後の検討課題としたい。

- 【参考文献】 杉浦正和・和井田清司「生徒が変わる ディベート術！」(1996)国土社
星沢卓也「政治・経済 資料2016」(2016)東京法令出版
第一学習編集部「最新 政治・経済 資料集 新版」(2016)第一学習社
西川龍一 NHK解説委員「学習指導要領改定 新たな学びは実現するのか」(2016.12.23) NHK持論公論より

社会福祉学科研究紀要 編集規程・投稿規程・執筆要領

編集規程

1. (名称) 本誌を本学社会福祉学科の機関誌『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』と称する。
2. (目的) 本誌を原則として、本学科所属教員及び本学科非常勤講師の論文等の発表にあてる。
3. (発行) 本誌を原則として1年に1号発行するものとする。
4. (投稿) 投稿は所定の規程に従い行う。
5. (編集) 本誌の編集は、本学科長を委員長とする編集委員会が行う。
6. (掲載) 本誌への掲載の可否は編集委員会が決定する。
7. (事務局) 編集委員会事務局を本学科におく。

投稿規程

1. 投稿者は、本学科所属教員及び本学科非常勤講師であることとする。ただし、共同執筆者はその限りではない。本学科学生が投稿する場合は、卒業研究担当教員を筆頭者とする。
2. 論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、書評等を、本学科教員及び本学科非常勤講師が自由に投稿することを原則とする。
3. 投稿する原稿は未発表のものに限る。
4. 投稿の締め切りは編集委員会が設定する。
5. 投稿論文等の掲載の可否は、編集委員会で審査の上、決定する。
6. 投稿時には印刷した原稿3部、掲載決定通知後には印刷した最終原稿1部と原稿ファイルを保存したUSB、CD-R等の媒体を編集委員会事務局に提出する。
7. 投稿された原稿及び提出媒体は返却しない。2年間保存の上、廃棄する。
8. 投稿論文等の審査結果に不満がある場合は、編集委員会に文章で申し立てすることができる。また、その他に編集委員会の対応に不服がある場合も、編集委員会に申し立てすることができる。
9. 本規程の改廃は、編集委員会で検討し本学科会議の承認を経て行う。

執筆要領

1. 本誌には、特集、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、書評、研究動向等の欄(区分)を設けるが、原則として投稿者が欄(区分)を自由に選択し投稿するものとする。
2. 投稿原稿の分量は、図表、注、引用・参考文献リストを含めて6頁を下限とする(縦置きA4版、1頁40字×40行、1,600字)。

3. 投稿原稿の執筆にあたっての留意事項

- ・ 原則としてパソコンまたはワープロで作成する(縦置きA4版用紙に横書き、40字×40行=1,600字、余白は上下左右とも3cm、本文のフォントは明朝・11または10.5)。
- ・ 投稿に際しては、印刷した原稿3部に表紙をつけ、表紙には(1)タイトル(論文の場合は英文タイトル併記)、(2)原稿の種類、(3)所属・氏名(執筆者全員)、和文抄録(400字以内)、キーワード(5語以内)を記載する。原稿の種類は、原則として執筆要領1に記載の欄(区分)から投稿者が選択する。

4. 掲載決定通知後の最終原稿は、次のとおり作成し提出する。

- (1) 表紙、本文、注、引用・参考文献リストは、ワードまたはテキスト形式でファイルに保存する。なお、原稿には頁数を記入しない。また、ファイルは編集委員会が開けるようにしておく。
- (2) 図表は、原稿に貼り付けそのまま原稿ファイルに保存するか、原稿に貼り付け箇所と必要スペースを明示し、別途、図表ファイルに保存する。なお、特別な作図等が必要な場合には自己負担を求めることがある。
- (3) 印刷した最終原稿1部と(1)と(2)のファイルを保存した媒体を提出する。

5. 文書の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。

6. 投稿原稿に利用したデータや事例が研究倫理上の配慮を必要とする場合は、必要とされる手続きを経ていることを本文または注に明記する。

執筆者紹介（掲載順）

佐藤 憲夫 名寄市立大学保健福祉学部 非常勤講師
松倉 聡史 名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 教授
三戸 尚史 名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 非常勤講師

編集委員

小銭 寿子（編集委員長）
村本 徹、永嶋 信二郎

名寄市立大学 社会福祉学科 研究紀要 第7号

2017年12月28日発行

編集 名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科研究紀要編集委員会

発行 名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科

〒096-8641

北海道名寄市西4条北8丁目1番地

TEL (01654) 2-4194 (代表)

FAX (01654) 3-3354

印刷 株式会社北方印刷所

〒096-0010

北海道名寄市大通南5丁目

TEL (01654) 2-2337